

議案第16号

つくば市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年2月14日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

つくば市固定資産評価審査委員会条例（昭和62年つくば市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

つくば市固定資産評価審査委員会条例（昭和62年つくば市条例第28号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第5条（略） （書面審理）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第6条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3—5（略）</p> <p>第7条（以下略）</p>	<p>第1条—第5条（略） （書面審理）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第3条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3—5（略）</p> <p>第7条（以下略）</p>